

# 第34回 定時株主総会 招集ご通知

## 目次

第34回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類 (提供書面)	3
事業報告	12
連結計算書類	43
計算書類	46
監査報告	49

## 開催情報

日時：平成30年6月21日（木曜日） 午前10時

場所：東京都千代田区平河町二丁目4番1号  
都市センターホテル3階「コスモスホール」

株式会社WOWOW

証券コード 4839

株主の皆さまへ

東京都港区赤坂五丁目2番20号

株式会社WOWOW

代表取締役  
会 長 和 崎 信 哉

## 第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月20日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 平成30年6月21日（木曜日）午前10時
2. 場所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号  
都市センターホテル3階「コスモスホール」  
（末尾の株主総会会場へのご案内図をご参照下さい。）
3. 会議の目的事項
  - 報告事項 1. 第34期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第34期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項 議案 取締役12名選任の件

#### 4. 招集にあたっての決議事項

- (1) 議決権行使書により議決権を重複行使された場合は、最後に行使されたものを株主さまの議決権行使として当社は取扱います。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使をする旨とその理由を書面により当社にご通知下さい。

以 上

- ~~~~~
- ◎第34回定時株主総会招集ご通知提供書面のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corporate.wowow.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。
  - ◎第34回定時株主総会招集ご通知提供書面に含まれる連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部です。
  - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
  - ◎お土産をご用意しておりますが、議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人さまに対し1個とさせていただきます。
  - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corporate.wowow.co.jp>) に掲載させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 議案 取締役12名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（12名）の任期が満了となりますので、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況及び候補者とした理由	所有する当社の株式数
1	わ さきのぶ や 和 崎 信 哉 (昭和19年11月22日)	<p>平成4年6月 日本放送協会 番組制作局生活情報番組部長                      平成7年6月 同 衛星放送局（ハイビジョン）部長                      平成11年6月 同 総合企画室（デジタル放送推進）局長                      平成15年4月 同 理事                      平成17年6月 社団法人地上デジタル放送推進協会（現一般社団法人放送サービス高度化推進協会）専務理事                      平成18年6月 当社 代表取締役会長                      平成19年4月 社団法人地上デジタル放送推進協会（現一般社団法人放送サービス高度化推進協会）理事（現任）                      平成19年6月 当社 代表取締役社長                      平成22年6月 社団法人衛星放送協会（現一般社団法人衛星放送協会）会長（現任）                      平成27年6月 当社 代表取締役会長（現任）</p> <p>【重要な兼職の状況】                      一般社団法人衛星放送協会 会長</p> <p>【取締役候補者とした理由】                      平成19年から代表取締役社長、平成27年からは代表取締役会長として、グループの企業価値向上に貢献すべく当社経営を担っております。その豊富な経験と実績を活かし、今後もさらなる貢献が期待されることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>	94,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況及び候補者とした理由	所有する当社の株式数
2	<p>たなか あきら 田中 晃 (昭和29年9月12日)</p>	<p>平成12年6月 日本テレビ放送網(株)(現日本テレビホールディングス(株)) コンテンツ事業推進部長 平成15年6月 同社 編成部長 平成16年12月 同社 メディア戦略局次長 平成17年6月 (株)スカパー・エンターテイメント・コミュニケーションズ (現スカパーJ S A T(株)) 執行役員常務 平成20年10月 同社 執行役員専務 平成22年8月 (株)スカパー・エンターテイメント 代表取締役社長 平成25年6月 (株)スカパーJ S A Tホールディングス 取締役スカパーJ S A T(株) 取締役執行役員専務 有料多チャンネル事業部門長 平成27年6月 当社 顧問 当社 代表取締役社長 (現任)</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 平成27年から代表取締役社長として、放送業界での豊富な経験に基づき当社グループの経営を担っております。今後も当社の成長戦略と企業業績向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことが期待できる最適な人材であると考え、引き続き取締役候補者となりました。</p>	10,000株
3	<p>はしもと はじめ 橋本 元 (昭和37年9月25日)</p>	<p>平成15年4月 当社 編成局編成部長兼アナウンスグループリーダー 平成16年6月 当社 編成局長 平成17年6月 当社 取締役放送統括本部編成制作局長 平成18年6月 当社 取締役メディア戦略局長 平成19年6月 当社 取締役経営戦略担当 平成23年6月 当社 常務取締役経営戦略担当 平成27年6月 当社 専務取締役経営戦略担当 (現任) 平成29年3月 (株)アクトビラ 代表取締役社長 (現任)</p> <p><b>【重要な兼職の状況】</b> (株)アクトビラ 代表取締役社長</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 上記略歴に記載のとおり経営者として十分な実績を有しており、当社経営を担っております。特に経営戦略等の業務においてその手腕が高く評価されており、これらの実績を考慮し、引き続き取締役候補者となりました。</p>	24,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況及び候補者とした理由	所有する株式数
4	やまざき いちろう 山崎 一郎 (昭和33年2月20日)	<p>平成10年10月 当社 営業局量販営業第三部長            平成13年4月 当社 営業局量販営業部長            平成15年4月 当社 顧客サービス局長            平成18年6月 当社 第一営業局長            平成19年6月 当社 営業企画局長            平成21年7月 当社 マーケティング局長            平成22年6月 当社 取締役マーケティング、営業担当            平成23年6月 当社 取締役人事総務、コンプライアンス担当            平成24年6月 当社 取締役人事総務、リスク管理・コンプライアンス担当            平成27年6月 当社 常務取締役人事総務、リスク管理・コンプライアンス担当            平成29年4月 当社 常務取締役マーケティング、営業担当(現任)</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            上記略歴に記載のとおり経営者として十分な実績を有しており、当社経営を担っております。特にマーケティング、営業関連業務及び人事総務関連業務において豊富な経験とその手腕が高く評価されており、これらの実績を考慮し、引き続き取締役候補者となりました。</p>	8,100株
5	さかた のぶ つね 坂田 進 恒 (昭和30年12月13日)	<p>平成8年6月 (株)毎日放送 技術局副部長(音声・映像担当)            平成10年6月 同社 技術局スタジオデスク            平成13年6月 同社 技術局専任部長(照明担当)            平成15年6月 同社 技術局チーフテクニカルマネージャー(編成・制作・事業担当)            平成18年6月 同社 技術局局次長(映像・ポスプロ・CG担当兼経営戦略室)            平成20年6月 同社 技術局制作技術センター長            平成21年5月 同社 制作技術局長            平成25年5月 当社 技術局付顧問            平成25年6月 当社 取締役技術担当            平成28年6月 当社 常務取締役技術担当(現任)            WOWOWエンタテインメント(株) 代表取締役社長(現任)</p> <p><b>【重要な兼職の状況】</b>            WOWOWエンタテインメント(株) 代表取締役社長</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            上記略歴に記載のとおり経営者として十分な実績を有しており、当社経営を担っております。特に技術関連業務においてその手腕が高く評価されており、これらの実績を考慮し、引き続き取締役候補者となりました。</p>	3,300株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況及び候補者とした理由	所有す る当 社の 株式 数
6	おお たか のぶ ゆき 大 高 信 之 (昭和32年5月31日)	<p>平成12年7月 当社 営業局量販西部営業部長  平成13年4月 当社 営業局中部支社長  平成22年7月 当社 営業局プラットフォーム営業部長  平成23年1月 当社 営業局営業1部長  平成23年8月 当社 経営戦略局担当局長  平成24年7月 当社 経営戦略局長  平成26年6月 当社 取締役マーケティング、営業、デジタルコンテンツ担当  平成26年7月 当社 取締役マーケティング、営業担当  平成28年7月 当社 取締役マーケティング、営業、エンターテインメントビジネス担当  平成29年4月 当社 取締役編成、制作、エンターテインメントビジネス担当(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】  上記略歴に記載のとおり経営者として十分な実績を有しており、当社経営を担っております。特にマーケティング、映像事業関連業務において培ってきた知識・経営経験を活かし、その手腕を発揮することが期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。</p>	6,700株
※7	くろ みず のり あき 黒 水 則 顯 (昭和29年6月30日)	<p>平成13年7月 当社 執行役員プロデュース局長  平成14年12月 当社 人事局長  平成16年6月 当社 取締役経営企画局長  平成17年6月 当社 常務取締役経営企画局長  平成18年6月 当社 常務取締役放送・事業統括本部長兼編成制作局長  平成19年6月 当社 取締役編成、制作、技術担当  平成20年6月 当社 取締役人事総務、コンプライアンス担当  平成23年6月 当社 常務取締役マーケティング、カスタマーリレーション、営業担当  平成25年4月 当社 常務取締役マーケティング、営業、デジタルコンテンツ担当兼マーケティング局長  平成26年6月 当社 顧問(現任)  (株)WOWOWコミュニケーションズ 代表取締役社長(現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】  (株)WOWOWコミュニケーションズ 代表取締役社長</p> <p>【取締役候補者とした理由】  上記略歴に記載のとおり経営者としての豊富な経験を有しており、当社子会社の代表取締役社長として、子会社経営を担っております。企業経営者としての豊富な経験と高い見識を活かし、今後の事業基盤の活性化にその手腕を発揮することが期待されるため、新たに取締役候補者となりました。</p>	37,700株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況及び候補者とした理由	所 有 する 当 社 の 株 式 数
8	いい じま かず のぶ 飯 島 一 暢 (昭和22年1月4日)	<p>平成7年4月 三菱商事(株)メディア放送事業部長</p> <p>平成9年5月 (株)フジテレビジョン(現(株)フジ・メディア・ホールディングス) 入社</p> <p>平成11年6月 同社 経営企画局長</p> <p>平成13年6月 同社 執行役員経営企画局長</p> <p>平成16年6月 当社 取締役 (現任)</p> <p>平成17年6月 (株)フジテレビジョン(現(株)フジ・メディア・ホールディングス) 上席執行役員総合調整局長</p> <p>平成18年6月 同社 取締役経営企画局長</p> <p>平成19年6月 同社 常務取締役</p> <p>平成20年10月 (株)フジ・メディア・ホールディングス 常務取締役</p> <p>平成24年6月 (株)サンケイビル 代表取締役社長 社長執行役員 (現任)</p> <p><b>【重要な兼職の状況】</b></p> <p>(株)サンケイビル 代表取締役社長 社長執行役員</p> <p>(株)スカパーJ S A Tホールディングス 取締役</p> <p>グリー(株) 社外取締役</p> <p>(株)海外需要開拓支援機構 取締役会長</p> <p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b></p> <p>同業他社で培ってきた知識・経営経験を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>	-



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況及び候補者とした理由	所有する 当社 の株式数
9	まる やま きみ お 丸 山 公 夫 (昭和29年4月7日)	<p>平成19年7月 日本テレビ放送網(株)(現日本テレビホールディングス(株)) スポーツ局長</p> <p>平成19年12月 同社 人事局 (現職出向) 読賣テレビ放送(株) 編成局長</p> <p>平成20年1月 同社 人事局 (現職出向) 読賣テレビ放送(株) 執行役員編成局長</p> <p>平成22年6月 同社 執行役員営業局長</p> <p>平成23年6月 同社 取締役執行役員営業局長</p> <p>平成24年6月 同社 取締役常務執行役員</p> <p>平成24年10月 同社 常務取締役</p> <p>日本テレビ放送網(株) 取締役常務執行役員</p> <p>平成25年6月 当社 取締役 (現任)</p> <p>平成27年6月 日本テレビホールディングス(株) 専務取締役 (現任)</p> <p>日本テレビ放送網(株) 取締役専務執行役員 (現任)</p> <p><b>【重要な兼職の状況】</b>            日本テレビホールディングス(株) 専務取締役            日本テレビ放送網(株) 取締役専務執行役員            (株)テレビ金沢 社外取締役            一般社団法人日本テレビジョン放送著作権協会 代表理事            (株)BS日本 代表取締役会長            (株)シーエス日本 社外取締役            日活(株) 社外取締役</p> <p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b>            同業他社で培ってきた知識・経営経験を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>	-
10	かん の ひろし 菅 野 寛 (昭和33年11月14日)	<p>昭和58年4月 (株)日建設計 入社</p> <p>平成3年8月 (株)ボストン・コンサルティング・グループ 入社            同社 最終役職 パートナー&amp;マネージング・ディレクター</p> <p>平成20年7月 一橋大学大学院 国際企業戦略研究科教授</p> <p>平成26年6月 当社 取締役 (現任)</p> <p>平成28年9月 早稲田大学大学院 経営管理研究科教授 (現任)</p> <p><b>【重要な兼職の状況】</b>            早稲田大学大学院 経営管理研究科教授            オムロンヘルスケア(株) 社外取締役            スタンレー電気(株) 社外監査役            三井海洋開発(株) 社外取締役            E R Iホールディングス(株) 社外取締役</p> <p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b>            経営戦略等に関する研究活動によって培ってきた専門的な知識と豊富な経験を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>	-

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況及び候補者とした理由	所 有 する 当 社 の 株 式 数
11	いし かわ ゆたか 石 川 豊 (昭和33年6月17日)	<p>平成12年4月 (株)電通 メディア第2本部 テレビ局 テレビ業務推進部長</p> <p>平成13年6月 同社 メディア本部 テレビ局 ネットワーク3部長</p> <p>平成17年1月 同社 メディア・コンテンツ第2本部 テレビ局 テレビ業務推進部長</p> <p>平成17年10月 同社 メディア・コンテンツ第2本部 テレビ局 局次長兼テレビ業務推進部長</p> <p>平成18年4月 同社 コーポレート本部人材開発局出向 ((株)プレゼントキャスト)</p> <p>平成20年7月 同社 テレビ局次長</p> <p>平成21年10月 同社 テレビ局次長兼ビジネス推進部長</p> <p>平成22年4月 同社 MCプランニング局エグゼクティブ・プロジェクト・マネージャー</p> <p>平成22年10月 同社 MCプランニング局専任局長兼企画プロデュース室長</p> <p>平成24年3月 同社 MCプランニング局専任局長兼企画プロデュース室長兼石川グループ長</p> <p>平成24年4月 同社 MCプランニング局長</p> <p>平成25年4月 同社 ラジオテレビ&amp;エンタテインメント局長</p> <p>平成26年5月 同社 ラジオテレビ局長</p> <p>平成28年1月 同社 執行役員</p> <p>平成29年1月 同社 常務執行役員</p> <p>平成29年6月 当社 取締役 (現任)</p> <p>平成30年1月 (株)電通 執行役員 国内事業統括補佐 (現任)</p> <p><b>【重要な兼職の状況】</b>  (株)電通 執行役員 国内事業統括補佐  (株)B S-T B S 社外取締役  (株)J -W A V E 社外取締役</p> <p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b>  宣伝・広告関連業の経営で培ってきた専門的な知識・業務執行経験を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>	-

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況及び候補者とした理由	所有する 当社の 株式数
12	なか お まさ し 仲 尾 雅 至 (昭和38年2月6日)	<p>平成15年4月 (株)東京放送(現株)東京放送ホールディングス)メディア推進局部次長(株)ビーエス・アイ現職出向 同社宣伝部長)</p> <p>平成17年2月 同社 メディア推進局総合企画部部次長兼メディア推進局(株)シー・ティ・ビー・エス現職出向 同社編成本部長)</p> <p>平成17年11月 (株)TBSテレビメディア推進局部次長(TCエンタテインメント(株)現職出向 同社代表取締役社長)</p> <p>平成23年6月 (株)東京放送ホールディングス 次世代ビジネス企画室長</p> <p>平成25年7月 同社 次世代ビジネス企画室長兼投資戦略部長</p> <p>平成27年4月 (株)TBSテレビメディアビジネス局長</p> <p>平成29年6月 当社 取締役(現任) (株)東京放送ホールディングス 取締役(現任) (株)TBSテレビ 取締役(現任)</p> <p><b>【重要な兼職の状況】</b>  (株)東京放送ホールディングス 取締役  (株)TBSテレビ 取締役  (株)青森テレビ 社外取締役  (有)アークトゥールズ 社外取締役  (株)セブン・アークス 社外取締役  (株)セブン・アークス・ピクチャーズ 社外取締役  (株)プレースホルダ 社外取締役</p> <p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b>  同業他社で培ってきた知識・経営経験を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>	-

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

1. ※印は、新任候補者であります。
2. 取締役候補者の和崎信哉氏は、平成30年6月11日付で、一般社団法人衛星放送協会会長を退任予定であります。
3. 取締役候補者の橋本元氏は、当社の子会社である㈱アクトビラの代表取締役社長を兼務しております。当社は、同社との間に映像関連の取引関係／出向関係があります。
4. 取締役候補者の坂田進恒氏は、平成30年6月19日付で、当社の子会社であるWOWOWエンタテインメント㈱の代表取締役社長を退任予定であります。
5. 取締役候補者の飯島一暢氏は、㈱サンケイビル代表取締役社長社長執行役員及び㈱スカパーJ S A Tホールディングス取締役を兼務しております。㈱サンケイビルは、当社の「その他の関係会社」及び主要株主である㈱フジ・メディア・ホールディングスの子会社であります。当社は、㈱フジ・メディア・ホールディングスの子会社であり放送事業を営む㈱フジテレビジョン及び㈱ビーエスフジとの間に映像・放送関連の取引関係があります。また、当社は、㈱スカパーJ S A Tホールディングスの子会社であり放送事業を営むスカパーJ S A T㈱との間に衛星有料放送運用業務等の取引関係があります。
6. 取締役候補者の丸山公夫氏は、日本テレビホールディングス㈱専務取締役、放送事業を営む日本テレビ放送網㈱取締役専務執行役員並びに放送事業を営む㈱テレビ金沢社外取締役、㈱B S日本代表取締役会長及び㈱シーエス日本社外取締役を兼務しております。当社は、日本テレビホールディングス㈱の子会社である日本テレビ放送網㈱との間に映像・放送関連の取引関係があります。また、当社は、日活㈱との間に映像・放送関連の取引関係があります。
7. 取締役候補者の石川豊氏は、㈱電通執行役員並びに放送事業を営む㈱B S-T B S社外取締役を兼務しております。㈱B S-T B Sは、当社の「その他関係会社」及び主要株主である㈱東京放送ホールディングスの子会社であります。当社は、㈱電通及び同社の子会社との間に広告委託等の取引関係があります。
8. 取締役候補者の仲尾雅至氏は、㈱東京放送ホールディングス取締役並びに放送事業を営む㈱T B Sテレビ取締役、㈱青森テレビ社外取締役を兼務しております。㈱東京放送ホールディングスは、当社の「その他の関係会社」及び主要株主であります。㈱T B Sテレビは、当社の「その他の関係会社」及び主要株主である㈱東京放送ホールディングスの子会社であり、当社は、同社との間に映像・放送関連の取引関係があります。
9. 上記以外に各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
10. 取締役候補者の飯島一暢氏、丸山公夫氏、菅野寛氏、石川豊氏及び仲尾雅至氏は、社外取締役候補者であります。
11. 取締役候補者の飯島一暢氏は、当社の社外取締役に就任以来本定時株主総会終結の時をもって、14年あります。取締役候補者の丸山公夫氏は、当社の社外取締役に就任以来本定時株主総会終結の時をもって、5年あります。取締役候補者の菅野寛氏は、当社の社外取締役に就任以来本定時株主総会終結の時をもって、4年あります。取締役候補者の石川豊氏及び仲尾雅至氏は、当社の社外取締役に就任以来本定時株主総会終結の時をもって、1年あります。
12. 当社と飯島一暢氏、丸山公夫氏、菅野寛氏、石川豊氏及び仲尾雅至氏とは会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する限度額となっております。飯島一暢氏、丸山公夫氏、菅野寛氏、石川豊氏及び仲尾雅至氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
13. 社外取締役候補者の菅野寛氏及び石川豊氏については、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
14. 所有する当社の株式数は、平成30年3月31日現在のものです。

以上

(提供書面)

## 事業報告

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移しているものの、海外の政治、経済動向に懸念が残るなど、先行き不透明な状況が続いております。

このような経済環境下、当連結会計年度における当社グループの業績は、新たに(株)WOWプラス(平成29年10月1日付で(株)IMAGICAティーヴィより商号変更しております)を連結子会社化したことなどにより、売上高は815億74百万円と前期に比べ33億20百万円(4.2%)の増収となりました。営業利益は広告宣伝費などが増加したことなどにより、98億75百万円と前期に比べ2億65百万円(△2.6%)の減益、経常利益は為替差益計上により106億98百万円と前期に比べ4億15百万円(4.0%)の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は73億60百万円と前期に比べ5億60百万円(8.2%)の増益となりました。

当社グループは、放送衛星を使った放送事業に係るサービスを行う「放送」、放送事業に係る顧客管理を含む「テレマーケティング」の2つを報告セグメントとしております。各セグメントの経営成績は次のとおりです。

##### <放送>

当連結会計年度におきましては、オリジナルコンテンツ及び主要ジャンルの強化を行なうことで、徹底的なコンテンツの差別化に取り組みました。

オリジナルドラマでは、星野源主演「連続ドラマW プラージュ～訳ありばかりのシェアハウス～」、池井戸潤原作「連続ドラマW アキラとあきら」のほか、WOWOW×東海テレビ共同製作連続ドラマ「犯罪症候群」などが好評を得ました。

音楽では安室奈美恵デビュー25周年を記念して沖縄で開催されたライブや、「東方神起」、「V6」のライブなどが新規加入を牽引。スポーツでは、グランドスラム4大会を中心に年間を通じて放送したテニスや、ボクシング・井上尚弥選手の米国デビュー戦などが新規加入に貢献しました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

また、新たに㈱WOWOWプラスを連結子会社化しました。同社は、BS、CS及びケーブルテレビを通じて、「シネフィルWOWOW」、「歌謡ポップスチャンネル」を放送しております。

以上の結果、当連結会計年度における放送セグメントの売上高は776億51百万円と前期に比べ42億19百万円(5.7%)の増収、セグメント利益は97億39百万円と前期に比べ3億44百万円(△3.4%)の減益となりました。

当連結会計年度の加入件数の状況は次表のとおりとなりました。

(単位：件)

	第33期 平成28年度	第34期 平成29年度	対前年差	対前年増減率
新規加入件数	578,193	590,649	12,456	2.2%
解約件数	559,682	537,432	△22,250	△4.0%
正味加入件数	18,511	53,217	34,706	187.5%
累計正味加入件数	2,823,185	2,876,402	53,217	1.9%
内) 複数契約(注)1	420,664	417,440	△3,224	△0.8%
内) 宿泊施設契約(注)2	12,156	60,652	48,496	398.9%

(注) 1.当社は同一契約者による2契約目と3契約目につき月額2,300円(税抜)の視聴料金を900円(税抜)に割引しており、当該割引の対象となる契約を「複数契約」と呼称しております。

2.当社は宿泊施設の客室で視聴するための宿泊施設事業者との契約については、視聴料金を個別に定めており、当該契約を「宿泊施設契約」と呼称しております。

#### <テレマーケティング>

連結子会社の㈱WOWOWコミュニケーションズにおいて、テレマーケティング業務受託、各種コンタクトセンター受託運営等を行っております。当連結会計年度におけるテレマーケティングセグメントの売上高は、ECショップなどでのグッズ販売の減少などにより、売上高は77億9百万円と前期に比べ7億64百万円(△9.0%)の減収、セグメント利益は1億36百万円と前期に比べ78百万円(137.4%)の増益(前期は横浜拠点移転に伴う費用などが発生)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、有形固定資産24億48百万円であり、主なものは放送センターの社屋拡張工事です。また、無形固定資産への投資額は7億6百万円であり、主なものは顧客管理システムの更新等です。

③ 資金調達の状況

当社グループは、運転資金及び設備投資等の資金につきましては、自己資金により充当しております。

次期の運転資金及び設備投資資金につきましては、自己資金及び取引銀行4行と個別契約しております総額32億70百万円の当座貸越契約により確保しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成29年4月3日付で、(株)IMAGICAティーヴィの発行済株式の全てである2,500,000株を既存株主より取得し、同社を子会社といたしました。なお、(株)IMAGICAティーヴィは、平成29年10月1日付で(株)WOWOWプラスに商号変更しております。



## (2) 財産及び損益の状況

区 分	第 31 期 平成26年度	第 32 期 平成27年度	第 33 期 平成28年度	第 34 期 〔当連結会計年度〕 平成29年度
売 上 高	72,631百万円	75,296百万円	78,253百万円	81,574百万円
経 常 利 益	10,371百万円	9,516百万円	10,282百万円	10,698百万円
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	6,619百万円	6,707百万円	6,800百万円	7,360百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	490円48銭	248円52銭	251円94銭	272円70銭
総 資 産	62,991百万円	63,452百万円	81,461百万円	87,083百万円
純 資 産	40,430百万円	44,646百万円	49,731百万円	54,994百万円
連 結 子 会 社	1社	2社	2社	3社
持 分 法 適 用 会 社	1社	1社	1社	1社

(注) 当社は、平成27年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第31期(平成26年度)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり当期純利益は次のとおりとなります。

1株当たり当期純利益 245円24銭

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
(株) W O W O W コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ	478百万円	100.0%	顧客管理及びテレマーケティング
(株) W O W O W プ ラ ス	100百万円	100.0%	B S / C S 放 送
W O W O W エ ン タ テ ー ン メ ン ト (株)	225百万円	100.0%	番組中継収録

(注) 当社は、平成29年4月3日付で、(株)IMAGICAティーヴィの発行済株式の全てである2,500,000株を既存株主より取得し、同社を子会社といたしました。なお、(株)IMAGICAティーヴィは、平成29年10月1日付で(株)WOWOWプラスに商号変更しております。



#### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、デジタルテクノロジーの進化に伴う生活者のコンテンツ接触スタイルの多様化や、コンテンツ獲得競争の激化等により、年々厳しさが増しております。このような環境下、当社は、継続的な成長を維持しながら、これからの10年を戦うための準備を行い、さらなる成長に向けた布石を打つことを目的として、「中期経営計画（2017年度－2020年度）」を策定しております。

この中期経営計画の2年目である平成30（2018）年度における当社グループの対処すべき課題は以下の4点です。

##### ① WOWOWらしさを貫いた徹底的なコンテンツの差別化

映像コンテンツの視聴方法が増え、その楽しみ方が多様化する中、お客さまのWOWOWに対するご要望や嗜好は変化しています。お客さま目線を徹底し、お客さまや市場から得た情報を全社で共有し、番組開発から営業まで一貫した体制で臨み、お客さまの嗜好に合うWOWOWらしさを貫いた差別化された番組を提供し続けることが大きな取り組み課題です。

国内だけでなく世界の卓越したクリエイターとエンターテインメントが集まる場としての進化を追求し、新鮮な驚きと感動をお客さまに提供します。

##### ② マーケティング改革による顧客創造

当社は、フルハイビジョン・3チャンネル化を機に、「大量加入・大量解約からの脱却」を実現すべく取り組み、成果を上げてまいりましたが、より一層効果的・効率的に新規顧客を獲得し、解約の低減を図り、正味加入件数を最大化することが大きな取り組み課題です。

デジタルテクノロジーを活用したマーケティング改革を行い、営業施策やプロモーションといったお客さまとのコミュニケーションを進化させ、「WOWOW WEB会員」（WEB会員規約に同意頂きIDを保有頂いているお客さまのことで、無料で登録可能）を拡大して、効率的に潜在顧客層にアピールすることにより、新規加入獲得につなげるとともに、加入者のお客さまには、タイムリーな番組レコメンドや番組情報提供により、多くの番組を視聴して頂き、解約の低減を図ります。

##### ③ サービスの更なる高度化

お客さまの映像コンテンツの楽しみ方が多様化する中、WOWOWの放送サービスの高度化を図り、魅力を増す取り組みが課題です。そのためにインターネットでのチャンネル同時配信サービスを開始し、新たな顧客層を開拓するとともに、高精細放送（4K放送）を開始することで、よりプレミアムな映像体験を求めるお客さまのニーズにもお応えします。

また、IP技術を用いたテレビ受像機への安心・安全な映像配信サービスの開発にも取り組みます。

④ WOWOWグループとしての成長

新たに(株)WOWOWプラス及び(株)アクトビラを当社グループに加え、グループシナジーを早期に発揮して、WOWOWグループとしての成長を図ることが取り組み課題です。

有料放送市場においてお客さまに提供する放送サービスの幅を広げることによる新たな顧客層の獲得やコンテンツのネット展開におけるシナジー効果等を目指します。

株主の皆さまにおかれましては、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容**（平成30年3月31日現在）

- ① 放送法に基づく基幹放送事業及び一般放送事業
- ② 放送番組、ビデオ、映画等の企画、制作、販売及び購入
- ③ 放送時間の販売
- ④ テレマーケティング事業
- ⑤ その他、上記に関連する業務

(6) **主要な事業所**（平成30年3月31日現在）

- ① 当社の主要な事業所  
 本社 東京都港区赤坂五丁目2番20号  
 放送センター 東京都江東区辰巳二丁目1番58号
- ② 子会社の事業所  
 ㈱WOWOWコミュニケーションズ（本社） 神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目4番5号  
 ㈱WOWOWプラス（本社） 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号  
 WOWOWエンタテインメント㈱（本社） 東京都港区赤坂四丁目1番31号

(7) **使用人の状況**（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
509(619)名	74(△52)名

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
279名	△1名	41.1歳	15.0年

(注) 使用人数は就業員数を記載しております。

(8) **主要な借入先及び借入額**（平成30年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 114,000,000株
- ② 発行済株式の総数 28,844,400株（自己株式1,853,318株を含む）
- ③ 株主数 12,121名
- ④ 大株主（上位12名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	5,925,000株	21.95%
株式会社東京放送ホールディングス	4,541,400	16.82
日本テレビ放送網株式会社	2,616,400	9.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （退職給付信託口・株式会社電通口）	1,400,800	5.18
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	875,000	3.24
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	580,200	2.14
株式会社朝日新聞社	555,200	2.05
GOVERNMENT OF NORWAY	376,200	1.39
株式会社テレビ朝日ホールディングス	346,000	1.28
株式会社テレビ東京	346,000	1.28
株式会社日本経済新聞社	346,000	1.28
株式会社読売新聞東京本社	346,000	1.28

(注) 1. 上記のほか、自己株式が1,853,318株あります。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第3位を切り捨てて表示しております。

3. 株式会社フジ・メディア・ホールディングス及び株式会社東京放送ホールディングスは、主要株主です。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及びの重なる状況
代表取締役会長	和崎 信哉	一般社団法人 衛星放送協会会長
代表取締役社長	田中 晃	
専務取締役	橋本 元	経営戦略担当、 (株)アクトピラ代表取締役社長
専務取締役	佐藤 和仁	I R 経理、人事総務、 リスク管理・コンプライアンス担当
常務取締役	山崎 一郎	マーケティング、営業担当
常務取締役	坂田 進恒	技術担当、 WOWOWエンタテインメント(株)代表取締役社長
取締役	大高 信之	編成、制作、エンターテインメントビジネス担当
取締役	飯島 一暢	(株)サンケイビル代表取締役社長 社長執行役員、 (株)スカパー J S A Tホールディングス取締役、 グリー(株)社外取締役、 (株)海外需要開拓支援機構取締役会長
取締役	丸山 公夫	日本テレビホールディングス(株)専務取締役、 日本テレビ放送網(株)取締役専務執行役員、 (株)テレビ金沢社外取締役、 一般社団法人 日本テレビジョン放送著作権協会代表理事、 (株)B S 日本代表取締役会長、 (株)シーエス日本社外取締役、 日活(株)社外取締役
取締役	菅野 寛	早稲田大学大学院経営管理研究科教授、 オムロンヘルスケア(株)社外取締役、 スタンレー電気(株)社外監査役、 三井海洋開発(株)社外取締役、 E R Iホールディングス(株)社外取締役
取締役	石川 豊	(株)電通執行役員 国内事業統括補佐、 (株)B S - T B S 社外取締役、 (株)J - W A V E 社外取締役
取締役	仲尾 雅至	(株)東京放送ホールディングス取締役、 (株)T B S テレビ取締役、 (株)青森テレビ社外取締役、 (有)アークトゥールズ社外取締役、 (株)セブン・アークス社外取締役、 (株)セブン・アークス・ピクチャーズ社外取締役、 (株)プレースホルダ社外取締役

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

会社における地位	氏名	担当及び重要な状況
監査役（常勤）	山内文博	
監査役	草間高志	みずほ証券(株)常任顧問、 (株)ロイヤルパークホテル社外取締役、 宇部興産(株)社外取締役
監査役	遠山友寛	TMI総合法律事務所パートナー弁護士、 そーせいグループ(株)社外取締役、 トラスト・キャピタル(株)社外取締役、 (株)日本色材工業研究所社外取締役
監査役	梅田正行	(株)朝日新聞社常務取締役、 (株)朝日新聞出版取締役会長、 (株)ビーエス朝日社外取締役、 北海道テレビ放送(株)社外取締役、 (株)東日本放送社外取締役

- (注) 1. 取締役飯島一暢氏、丸山公夫氏、菅野寛氏、石川豊氏及び仲尾雅至氏は、社外取締役であります。
2. 監査役草間高志氏、遠山友寛氏及び梅田正行氏は、社外監査役であります。
3. 監査役草間高志氏は、金融機関での長年の経営経験及び財務部門の責任者として業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役菅野寛氏及び石川豊氏、並びに監査役草間高志氏、遠山友寛氏及び梅田正行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 代表取締役会長和崎信哉氏は、平成30年6月11日付で、一般社団法人衛星放送協会会長を退任予定であります。
6. 常務取締役坂田進恒氏は、平成30年6月19日付で、WOWOWエンタテインメント(株)代表取締役社長を退任予定であります。
7. 監査役草間高志氏は、平成30年3月31日付で、みずほ証券(株)常任顧問を退任しております。また、平成30年6月27日付で、(株)ロイヤルパークホテル社外取締役を退任予定であります。
8. 監査役梅田正行氏は、平成30年6月29日付で、(株)朝日新聞出版取締役会長を退任予定であります。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	15名 (7)	373百万円 (48)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	57 (28)
合 計 (うち社外役員)	19 (10)	430 (76)

- (注) 1. 上記には、平成29年6月23日開催の第33回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名(うち社外取締役2名)が含まれております。
2. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月23日開催の第31回定時株主総会において年額490百万円以内(但し、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成27年6月23日開催の第31回定時株主総会において年額69百万円以内と決議いただいております。
5. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法は以下のとおりです。取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度額は、株主総会の決議により決定されます。取締役及び監査役の報酬等の額は、その業績向上意欲を保持し、社内外から優秀な人材を確保することが可能であり、且つ、同業他社の水準、当社の経営内容及び当社の従業員給与とのバランスを勘案した水準とします。
- 各取締役の報酬額は、各取締役の役位、職責、会社の業績、当該業績への貢献度等を総合的に勘案して決定することとしており、代表取締役が取締役会から委任を受けて具体的な金額を決定します。また、各監査役の報酬額は、会社の業績に影響を受けない定額報酬としており、監査役の協議により決定します。

③ 社外役員に関する事項  
 当事業年度における主な活動状況等  
 A. 取締役会出席状況等

地位	氏名	取締役会 開催回数	取締役会 出席回数	当社での主な活動状況
取締役	飯島 一暢	12	9	同業他社での経営経験を活かし、当社の議案審議等に必要な発言を行っております。
取締役	丸山 公夫	12	12	同業他社での経営経験を活かし、当社の議案審議等に必要な発言を行っております。
取締役	菅野 寛	12	11	経営戦略等に関する研究活動によって培われた経験や専門知識を活かし、当社の議案審議等に必要な発言を行っております。
取締役	石川 豊	10	8	宣伝・広告業での業務執行経験を活かし、当社の議案審議等に必要な発言を行っております。
取締役	仲尾 雅至	10	9	同業他社での経営経験を活かし、当社の議案審議等に必要な発言を行っております。
監査役	草間 高志	12	11	金融機関での経営経験を活かし、当社の議案審議等に必要な発言を行っております。
監査役	遠山 友寛	12	12	弁護士としての長年の経験を活かし、当社の議案審議等に必要な発言を行っております。
監査役	梅田 正行	12	11	報道機関での経営経験を活かし、当社の議案審議等に必要な発言を行っております。

(注) 開催回数が異なるのは、就任時期の違いによるものであります。

B. 監査役会出席状況等

地位	氏名	監査役会 開催回数	監査役会 出席回数	当社での主な活動状況
監査役	草間 高志	13	13	金融機関での経営経験を活かし、当社の議案審議等に必要な発言を行っております。
監査役	遠山 友寛	13	13	弁護士としての長年の経験を活かし、当社の議案審議等に必要な発言を行っております。
監査役	梅田 正行	13	12	報道機関での経営経験を活かし、当社の議案審議等に必要な発言を行っております。



### C. 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職の状況等につきましては、「2. 会社の現況（3）会社役員の状況①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

・ 社外取締役 飯島一暢氏

(株)サンケイビルは、当社の「その他の関係会社」及び主要株主である(株)フジ・メディア・ホールディングスの子会社であり、当社は、(株)フジ・メディア・ホールディングスの子会社であり放送事業を営む(株)フジテレビジョン及び(株)ビーエスフジとの間に映像・放送関連の取引関係があります。

当社は、(株)スカパーJ S A Tホールディングスの子会社であり放送事業を営むスカパーJ S A T(株)との間に衛星有料放送運用業務等の取引関係があります。

・ 社外取締役 丸山公夫氏

当社は、日本テレビホールディングス(株)の子会社であり放送事業を営む日本テレビ放送網(株)との間に映像・放送関連の取引関係があります。当社は、日活(株)との間に映像・放送関連の取引関係があります。(株)テレビ金沢、(株)B S 日本及び(株)シーエス日本は放送事業を営んでおります。

・ 社外取締役 石川豊氏

当社は、(株)電通及び同社の子会社との間に広告委託等の取引関係があります。

(株)B S-T B Sは、当社の「その他の関係会社」及び主要株主である(株)東京放送ホールディングスの子会社であり、放送事業を営んでおります。(株)J-WA V Eは放送事業を営んでおります。

・ 社外取締役 仲尾雅至氏

(株)東京放送ホールディングスは、当社の「その他の関係会社」及び主要株主であります。

当社は、(株)東京放送ホールディングスの子会社であり放送事業を営む(株)T B S テレビとの間に映像・放送関連の取引関係があります。(株)青森テレビは放送事業を営んでおります。

・ 社外監査役 遠山友寛氏

当社は、T M I 総合法律事務所と顧問契約を締結しており、当社は同法律事務所の他の弁護士との間に法律業務を委託する等の取引があります。

・ 社外監査役 梅田正行氏

当社は、(株)ビーエス朝日との間に映像・放送関連の取引関係があります。北海道テレビ放送(株)及び(株)東日本放送は放送事業を営んでおります。

### D. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する限度額となっております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	48
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等に対して監査役会が同意をした理由

当該金額について、監査役会は、会計監査人から当事業年度の監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、当該監査計画の内容及び報酬見積の額について、前事業年度の実績評価を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門等の見解等の確認等を行い検討した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、会計に関するアドバイザー業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会が、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容及び運用状況の概要

[当社取締役会における決議の内容の概要]

当社は、企業価値向上のためにコーポレート・ガバナンスを強化するべく、当社グループの業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」といいます。）の整備を進めてまいります。当社の内部統制システムは、以下の第1項から第12項のとおりですが、当社は内部統制システムをより確かなものにするために、規程・体制については必要に応じ随時、制定・改訂・整備してまいります。

- ① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
作成すべき文書及び電磁的媒体（あわせて以下「文書等」といいます。）の保存（保存場所、保存方法、保存期間等）、管理（管理責任者の指定等）及び廃棄（廃棄方法等）については、法令等に従い、また文書等の重要性に即して「文書管理規程」を制定し、同規程に基づき、当社の取締役の職務の執行に係る文書等を適切に保存及び管理します。その保存及び管理に当たっては、当社の取締役又は監査役から文書等の閲覧の請求があった場合に、遅滞なく閲覧できる体制を整備します。また、「情報セキュリティ基本方針」を制定し、経営情報等の情報資産の適正な管理に取り組みます。
- ② 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - A. 「リスク管理・コンプライアンス規程」を制定し、同規程に基づき、当社グループのリスク管理に関する方針、方向性、実施計画、是正措置等を検討、協議及び承認する組織として、当社の社長を委員長とし、当社の常勤役員会メンバー及び子会社の社長を委員とするリスク管理・コンプライアンス委員会を設置します。また、当社の局長がリスク管理推進責任者として、各部署のリスク管理の取り組みを行う体制を整備します。
  - B. 「大災害対策マニュアル」を制定し、同マニュアルに基づき、大規模災害時には当社の社長を本部長とする総合対策本部を設置し、放送機能等を維持できるよう対応します。また、同本部には当社の顧客管理及び窓口業務を担当する子会社である(株)WOWOWコミュニケーションズの社長がメンバーに含まれます。
  - C. 「個人情報保護方針」を制定するとともに、個人情報の保護に関する諸規程を整備し、これらの諸規程に従って個人情報を適正に取り扱います。個人情報の保護を推進するために、当社及び(株)WOWOWコミュニケーションズは、プライバシーマークを取得・維持します。

- ③ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- A. 当社の取締役会は、原則として毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、当社グループの経営の基本方針及び業務執行に関する重要事項を決定し、当社の取締役の職務執行を監督するとともに、当社の取締役から月次の業績等職務執行の状況の報告を受けるものとします。また、当社の常勤役員会は、原則として月3回開催し、当社グループの経営の具体的な方針の策定、当社の執行部門の監督、及び当社グループにおける重要な事項を決裁します。
  - B. 当社の取締役会は、当社グループの取締役及び使用人が共有する当社グループ全体の目標として中期経営計画を策定するとともに、当社の単年度ごとの事業計画を定めます。また、これらの目標の達成に向けて、当社グループの各部門が効率的に業務を遂行できる体制を整備します。
  - C. 当社グループは、ITの積極的な活用により、上記目標の達成に係る進捗状況を適時に把握し、当社の取締役会が定期的にその進捗状況をレビューすることで当該目標の達成の確度を高め、当社グループ全体の業務の効率化を図ります。
- ④ 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- A. 当社グループは、企業理念・経営基本方針・行動指針からなる「経営理念」及び「WOWOW企業行動規範」を定め、これらを企業活動の前提とすることを当社グループの役職員に徹底します。
  - B. コンプライアンス（法令及び定款の遵守を含む）に関しては、「リスク管理・コンプライアンス規程」を制定し、同規程に基づき、当社グループのコンプライアンスに関する方針、方向性、実施計画、是正措置等を検討、協議及び承認する組織として、当社の社長を委員長とし、当社の常勤役員会メンバー及び子会社の社長を委員とするリスク管理・コンプライアンス委員会を設置します。また、当社の局長がコンプライアンス推進責任者として、当社の各部署のコンプライアンスの取り組みを行う体制を整備します。さらに、当社は、コンプライアンスに関するマニュアル等を整備し、当社グループの役職員に周知するとともに、コンプライアンスに関する教育・研修等を実施し、コンプライアンスの徹底を図ります。
  - C. 当社グループの役職員の法令違反、不正行為等を未然に防止し、また、早期に発見して是正するために、「内部通報規程」を制定します。同規程に基づき、コンプライアンス相談窓口を設置し、当社グループ全体を対象とした社内通報制度を整備します。
  - D. 財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法その他関係法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び評価に取り組みます。当社及び評価の対象となる子会社の社内体制の整備並びに業務の文書化・評価・改善に当たっては、関係各部門が、効率的且つ効果的に取り組むものとします。また、取り組みの進捗状況は当社の常勤役員会等において報告するとともに、重要事項は当社の取締役会の決議事項又は報告事項とし、財務報告に係る内部統制を適切に整備します。

- E. 「内部監査規程」を制定し、同規程に基づき、当社の社長直轄の独立した組織である監査部が、当社の社長の指揮命令により当社及び子会社の内部監査を実施します。当社の監査部は、当該監査結果を当社の社長に報告するとともに、改善が必要と認められた事項については被監査部門の部門長にその対策を立てるように勧告します。被監査部門の部門長は、その計画を立て実施するとともに、当社の社長及び当社の監査部に報告します。
- F. 「WOWOW企業行動規範」を制定し、同企業行動規範に基づき、「反社会的勢力排除ポリシー」を制定し、社内外に当社グループの反社会的勢力排除の確固たる姿勢を明確にします。また、同ポリシーに基づき、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、当社グループの役職員は、違法行為又は反社会的行為に関与しないように、反社会的勢力に対して、外部の専門家及び専門機関と緊密な連携の下、会社として組織的に毅然として対応し、一切関係を持たないようにします。

⑤ その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」を制定し、同規程に基づき、当社の各子会社を主管する担当部署の統括の下に、子会社の業務の適正を確保するための体制を整備します。「関係会社管理規程」においては、当社及び子会社間の経営理念・経営方針の共有、子会社の自主性の尊重、子会社の育成強化、当社による承認又は当社への報告を要すべき重要事項、当社の監査部による子会社の監査等を定めます。また、当社の取締役又は使用人を各子会社の取締役又は監査役として選任し、子会社における業務及び財産の状況を把握し、必要に応じて改善等を指導します。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理・コンプライアンス規程」を子会社にも適用し、子会社のリスク管理体制の整備を徹底します。リスク管理・コンプライアンス委員会には子会社の社長がメンバーに加わり、子会社のリスク分析・評価等に関する報告を行います。また、子会社の災害対策マニュアル、並びに子会社の個人情報保護方針を必要に応じて整備します。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の社長を含む関係する当社の取締役及び担当部署は、子会社の経営責任者との間で定期的に、事業計画の進捗管理、経営課題等について協議し、相互に経営課題等の共有を図ります。



ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス（法令及び定款の遵守を含む）に関しては、「リスク管理・コンプライアンス規程」を子会社にも適用し、同規程に基づき、各子会社の社長がコンプライアンス推進責任者として、それぞれの子会社の各部署のコンプライアンスの取り組みを行う体制を整備します。リスク管理・コンプライアンス委員会には子会社の社長がメンバーに加わり、子会社のコンプライアンスに関する報告を行います。当社は、当社グループの役職員が当社又は外部の弁護士に対して直接通報を行うことができるコンプライアンス相談窓口を整備し、周知徹底を図ります。

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
当社の監査役の職務を補助する使用人を任命します。
- ⑦ 当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項  
当社の監査役の職務を補助する使用人の当社の取締役からの独立性を確保するために、その使用人の人事異動・人事評価については、事前に当社の監査役と協議し、その意見を尊重するものとします。
- ⑧ 当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
当社は、当社の監査役の職務を補助する使用人をして当社の監査役の指揮命令に従わせるものとし、その使用人に対する指揮命令権は当社の監査役に帰属するものとします。
- ⑨ 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制  
当社の常勤監査役は、常勤役員会及び局長会等の当社の業務執行に係る重要な会議に出席し、報告を受けるとともに討議に参加し、監査のために必要な情報を取得します。また、当社グループの取締役及び使用人は、決算に係わる事項、予算・中期計画に係わる事項、内部統制システムに係わる重要な事項等について適時に当社の監査役に報告するものとします。

ロ. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社の子会社の役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行います。また、当社グループの役職員を適用範囲とする「内部通報規程」を制定し、当社グループの役職員からの相談・通報を受ける当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループに著しい損害を与える情報を確認した際には、当社の監査役に当該状況を報告をします。さらに、当該担当部署は、同規程に基づき、当社グループの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告をします。

⑩ 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底します。また、当社は、コンプライアンス相談窓口に通報した当社グループの役職員に対しても、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底します。当社は、「内部通報規程」においてこれらの旨を規定します。

⑪ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。また、その費用等を支弁するための一定額の予算を毎年設けます。

⑫ その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

A. 当社の社長及び当社の監査役が定期的に協議する場を設けます。

B. 当社の社長及び当社の常勤監査役は、相互の意思疎通のために前号の協議とは別に原則として月1回協議をし、その結果は当社の監査役会に報告されます。また、常勤監査役は、監査法人と定期的かつ随時に協議を行うこととします。

C. 当社の監査部は監査計画を当社の監査役会に提示し、監査結果を適時に当社の監査役会に報告します。

D. 当社の監査役会は必要に応じて外部の専門家から監査に関して助言を受けることができるものとします。また、当社は、当社グループの監査役が、監査役として期待される役割・責務を適切に果たすべく、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽の機会に係る費用の支援を行います。

E. 当社の監査役が当社の業務の執行状況及び財務情報に係る重要書類を適時に閲覧できるようにします。

## [運用状況の概要]

当事業年度の、業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は以下のとおりです。

- ① 当社の内部統制システムは上記決議の内容に基づき適切に構築、運用されています。
- ② 当社の社長が委員長を務めるリスク管理・コンプライアンス委員会を、半期毎に開催しています。リスクの課題について、当社グループのリスク分析・評価を実施し、未然防止に努めています。コンプライアンスの課題は、マニュアル等の整備、当社グループ役員への周知・社内研修の実施・報告体制の整備を通じ、管理・対応しています。また、危機管理の一環として、BCP研修を実施しました。個人情報の保護を推進するため、当社及び子会社の(株)WOWOWコミュニケーションズは、プライバシーマークを維持しています。
- ③ 当社は取締役会を毎月開催し、当社のグループ経営の具体的な重要事項を決裁する常勤役員会を49回開催しました。当社は中期経営計画を策定しており、当社の単年度ごとの事業計画を定めて、目標達成に向け当社グループの各部門が効率的に業務を遂行しています。当社の取締役会で毎月、営業実績、財務状況その他の重要事項が報告されています。また、グループ会社報告会を毎月開催しており、グループの課題等を共有化しています。
- ④ 当社の監査役の職務を補助する使用人を1名任命しています。
- ⑤ 当社の常勤監査役は、当社の常勤役員会等の重要な会議に出席しており、監査のために必要な情報を取得しています。
- ⑥ 当社グループの内部通報の状況について、毎月、当社グループの内部通報制度の担当部署から当社監査役に対して報告するとともに、通報者が不利な取扱いを受けない体制を確保しています。
- ⑦ 当社の代表取締役及び当社の監査役は、半期毎に情報を共有するとともに協議を実施しています。当社の代表取締役及び当社の常勤監査役は、相互の意思疎通のための協議を毎月実施し、その結果は当社の監査役会に報告されております。また、常勤監査役は、監査法人与6回協議を行いました。当社の監査部は監査計画を当社の監査役会に提示し、監査結果を適時に当社の監査役会に報告しております。



## (6) 株式会社の支配に関する基本方針

### ① 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益（あわせて以下「企業価値・株主共同利益」といいます。）を継続的かつ持続的に確保し、向上させることを真摯に目指す者である必要があると考えております。

当社は、平成3（1991）年4月に日本初の民間有料衛星放送局として営業放送を開始して以来、放送衛星による有料放送事業を中核に据え、有限希少な電波を預かる放送事業者としての公共的使命を尊重し、「エンターテインメントを通じ人々の幸福と豊かな文化の創造に貢献する」との企業理念の下、有料放送事業及び映像コンテンツ業界において、その存在感を増して地位を揺るぎないものとするを戦略の柱に据え、上質なコンテンツ及び各種サービスを視聴者の皆さまに提供することによって顧客満足度を高めるとともに、株主の皆さま、視聴者の皆さま、従業員、取引先等当社を支えるステークホルダーとの間に強固な信頼関係を築くことに努めてまいりました。当社の企業価値の源泉は、顧客満足度の向上に資する上質なコンテンツ及び各種サービスを提供するために永年蓄積してきた、番組制作・編成ノウハウ、営業ノウハウ、顧客管理知識等、並びに、ステークホルダーとの強固な信頼関係にあるものと考えております。

したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、かかる当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことにより、企業価値・株主共同利益の確保・向上を真摯に目指す者でなければならないと考えます。

もっとも、当社は上場会社であるため、当社株券等は株主の皆さま及び投資家の皆さまによる自由な取引が認められております。したがって、当社株券等の大規模買付行為（下記③A.(A)で定義されます。以下同じです。）がなされた場合においても、これが企業価値・株主共同利益に資するものであれば、これを否定するものではなく、誰が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者になるかは、最終的には株主の皆さまのご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、昨今のわが国の資本市場においては、株主の皆さま及び投資家の皆さまに対する必要十分な情報や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは対象会社の取締役会が意見表明を行い、代替案を提案する等のための情報や時間を提供せず、突如として、株券等の大規模買付行為を強行する等といった事例が少なからず存在します。このような大規模買付行為の中には、真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等企業価値・株主共同利益を毀損する買付行為等もあり得るものと考えられます。

かかる企業価値・株主共同利益を毀損するおそれがある大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

A. 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組み

当社は、当社を取り巻く中長期的な事業環境の変化を確実にとらえ、価値ある存在感を持った企業であり続けるため「VISION2020」を掲げています。「VISION2020」は、『エンターテインメント×エンゲージメント』を合言葉に、当社が今まで以上に独創的かつ先駆的な挑戦をつづけ、エンターテインメントの本質を追求すること、そして、当社の会員が、単なる受け手という関係から、会員同士がエンターテインメントへの造詣を深め、会員と当社、そして会員同士の強い結びつきを創造することにより、高感度な人々へ圧倒的に熱狂できるエンターテインメントを提供する総合エンターテインメント・メディア企業へと成長することをその内容としております。当社は、この「VISION2020」の実現へ向けて、「中期経営計画（2014年度－2016年度）」に続き、「中期経営計画（2017年度－2020年度）」を定めました。当計画では、有料放送事業を中核事業とした「総合エンターテインメント・メディアグループ」として、卓越したエンターテインメントを創り出してお客さまに提供し、クリエイターにもお客さまにも魅力的な「場」となり、エンターテインメントの集積とその活用を促進して、継続的に成長することを目指しております。

「中期経営計画（2017年度－2020年度）」の具体的な内容については、当社ウェブサイト「中期経営計画の概要（2017年度－2020年度）」

(<https://corporate.wowow.co.jp>)をご参照下さい。

当社は、放送事業者として公共的使命を担っていることを十分に意識しつつ、以上の取り組みを通じて、株主の皆さま、視聴者の皆さま、従業員、取引先等当社を支える全てのステークホルダーとの信頼関係を積極的に構築し、企業価値・株主共同利益の継続的かつ持続的な確保・向上を目指してまいりました。

B. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、放送事業者としての公共的使命を尊重する観点から、「企業理念」及び「行動指針」に示すように「人々の幸福と豊かな文化の創造に貢献することを通じて、社会的責任を自覚し、公正かつ適切な経営を実現し、社会から信用を得て、尊敬される会社として発展していくことを目指す」ことを経営の基本姿勢として事業の拡大、企業価値の向上に取り組んでおります。そして、コーポレート・ガバナンスを充実させることは、公正かつ適切な経営を実現することに資するものであり、また、当社と株主の皆さま、視聴者の皆さま、従業員、取引先等当社を支えるステークホルダーとの間の信頼関係を構築し、社会から信用を得て、尊敬される会社となるために不可欠のものでありますので、企業価値・株主共同利益の確保・向上に資するものと考えています。

そこで、当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題の一つと位置付けており、取締役会、監査役会を始めとする各機関の適切な機能を確保し、経営監視体制を一層強化することによってコーポレート・ガバナンスの充実を図ることが、企業価値・株主共同利益の確保・向上に資するものと考えております。

- ③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成24（2012）年5月15日開催の取締役会において、企業価値・株主共同利益を確保し、向上させることを目的として、当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「原プラン」といいます。）の導入を決定し、同年6月21日開催の当社第28回定時株主総会において、出席株主の皆さまのご賛同を得て承認可決いただきました。

当社は、その後も引き続き、金融商品取引法及び関連政省令の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、企業価値・株主共同利益をより一層確保し、向上させるための取り組みとして、原プランの内容について更なる検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果、当社は、平成27（2015）年5月15日開催の当社取締役会において、同年6月23日開催の当社第31回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において当社定款第22条第1項に基づき出席株主の皆さまの議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本定時株主総会の終結時に有効期間が満了する原プランに替えて、下記A. に概要を記載する「当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定し、本定時株主総会において、出席株主の皆さまの議決権の過半数のご賛同を得て承認可決いただきました。

本プランは、企業価値・株主共同利益を確保・向上させることを目的として、大規模買付行為の提案を検討するために必要十分な情報と相当な時間を確保し、最終判断を行う当社株主の皆さまが、大規模買付行為の提案の内容を十分に理解し、適切な判断が行えるようにし、もって企業価値・株主共同利益を損なうおそれのある大規模買付行為を行う者により当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして導入されたものです。

本プランの概要は、以下のとおりです。なお、本プランの詳細については、当社ウェブサイト（<https://corporate.wowow.co.jp>）「コーポレート・ガバナンス」内の「当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」の継続に関するお知らせをご参照下さい。

## A. 本プランの概要

### (A) 大規模買付ルールの設定

本プランは、次の(a)から(c)までのいずれかに該当する行為又はこれらに類似する行為(このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)がなされ、又はなされようとする場合に適用されます。

- (a) 当社が発行者である株券等について、株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- (b) 当社が発行者である株券等について、株券等所有割合と特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- (c) 上記(a)又は(b)に規定される各行為がなされたか否かにかかわらず、当社が発行者である株券等の特定の保有者と当社が発行者である株券等の他の保有者(複数である場合を含みます。以下本(c)において同じです。)との間に共同保有者に該当することとなるような関係を形成する合意その他の行為、又は当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を形成する行為(ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の保有者の株券等保有割合と当該他の保有者の株券等保有割合との合計が20%以上となるような場合に限ります。)。なお、本(c)に該当する行為(以下「大規模買付行為(c)」といいます。)がなされ、又はなされようとする場合には、当該特定の保有者、当該他の保有者及び上記行為をするその他の者はいずれも「大規模買付者」に該当するとみなして、本プランが適用されるものとします。

#### (i) 意向表明書の提出

大規模買付者には、まず、大規模買付行為に先立ち、当社宛に、大規模買付行為の概要その他所定の事項を記載した意向表明書を提出していただきます。

当社は、意向表明書を受領した旨及び当社株主の皆さまのご判断のために必要と認められる事項を適切な時期及び方法により公表します。

#### (ii) 必要情報の提供

当社取締役会は、大規模買付者に対して、意向表明書を受領した日から5営業日以内に、当社取締役会がその意見形成等のために必要な情報として大規模買付者に提供を求める情報(以下「必要情報」といいます。)を記載したリスト(以下「必要情報リスト」といいます。)を交付します。大規模買付者には、必要情報リストの各事項に対応する必要情報を日本語で記載した書面を当社宛に提出していただきます。

当社取締役会は、大規模買付者から提供していただいた情報を精査し、弁護士、公認会計士、税理士、投資銀行等の外部専門家(以下「外部専門家」といいます。)の助言も得た上、必要情報として不足していると判断した場合には、大規模買付者に対して、必要情報が揃うまで追加の情報を提供するよう要請します。



なお、当社取締役会は、大規模買付者から提供を受けた情報のうち、当社株主の皆さまのご判断のために必要と認められる事項を適切な時期及び方法により公表します。

また、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が必要情報の提供として十分であり、必要情報の提供が完了したと合理的に判断した場合には、速やかにその旨を大規模買付者に対して通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、適切な時期及び方法により公表します。

(iii) 取締役会検討期間の設定等

当社取締役会が情報提供完了通知を行った後、必要に応じて外部専門家の助言を得た上で、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、原則として、最大60日間又は最大90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）とします。ただし、やむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は独立委員会に対して、取締役会検討期間の延長の必要性及び理由を説明の上、その是非について諮問するものとし、独立委員会の勧告を最大限尊重して、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会検討期間を延長することができるものとします。ただし、延長は原則として一度に限るものとし、延長の期間は最長30日間とします。当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決議した場合には、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適切な時期及び方法により公表します。

当社取締役会は、取締役会検討期間内において、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適切な時期及び方法により公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆さまに代替案を提示することもあります。大規模買付者は、取締役会検討期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

(B) 大規模買付行為への対応方針

(a) 対抗措置の発動の条件

(i) 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会は、企業価値・株主共同利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動することができるものとします。なお、かかる場合、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問するものとし、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、対抗措置を発動することを決議した場合には、速やかに当該決議の内容を公表します。

上記にかかわらず、対抗措置の発動の是非につき株主の皆さまの意思を直接確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆さまの意思を確認させていただくことができるものとします。なお、対抗措置の発動の是非につき株主の皆さまの意思を確認するための株主総会を招集することを独立委員会が勧告した場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、株主総会が開催された場合には、対抗措置の発動について当該株主総会の決議に従うものとします。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。

ただし、当社取締役会は、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を釣り上げて高値で株券等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の取得を行っている場合等当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動することがあります。なお、かかる場合、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問するものとし、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。当社取締役会が対抗措置を発動することを決議した場合には、速やかに当該決議の内容を公表します。

上記にかかわらず、対抗措置の発動の是非につき株主の皆さまの意思を直接確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆さまの意思を確認させていただくことができるものとします。なお、対抗措置の発動の是非につき株主の皆さまの意思を確認するための株主総会を招集することを独立委員会が勧告した場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、株主総会が開催された場合には、対抗措置の発動について当該株主総会の決議に従うものとします。

当社取締役会は、取締役会検討期間終了後60日以内に株主総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動についての承認に関する議案を上程するものとします。大規模買付者は、当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主総会において対抗措置の発動が否決されるまで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(b) 対抗措置の内容

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

当社が対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合には、株主の皆さまに対し、その保有する普通株式1株につき1個の割合で本新株予約権を無償で割り当てます。そして、本新株予約権については、(a)大規模買付者、(b)大規模買付者の共同保有者、(c)大規模買付者の特別関係者、若しくは(d)これら(a)乃至(c)の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(e)これら(a)乃至(d)に該当する者の関連者は非適格者として行使することができない旨の差別的行使条件を定めるものとしております。また、本新株予約権には、一定の事由が生じたことを条件として、当社が、当社普通株式を取得の対価として、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得することができる旨の条項(取得条項)を付する場合があります。

(C) 独立委員会の設置及び諮問等の手続

本プランにおいて、大規模買付行為(c)への該当性の有無、取締役会検討期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非及び発動した対抗措置の維持の是非については、当社取締役会が最終的な判断を行います（ただし、株主総会を招集する場合には、当該株主総会の決議に従います。）が、その判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本プランの合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役及び社外監査役の中から選任されるものとします。

当社取締役会は、大規模買付行為(c)への該当性の有無、取締役会検討期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非及び発動した対抗措置の維持の是非について独立委員会に諮問するものとし（ただし、対抗措置の発動の是非につき本プランに従い当該諮問を経ることなく株主総会を招集する場合を除きます。）、独立委員会は、必要に応じて外部専門家の助言を得た上で、当社取締役会に対して勧告を行うものとします。

また、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が必要情報として十分であるか否かについて疑義がある場合、株主の皆さまに対して当社取締役会が代替案の策定等をする場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、本プランにおいて独立委員会への諮問が必要とされている事項以外についても、任意に独立委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、独立委員会は、必要に応じて外部専門家の助言を得た上で当社取締役会に対して勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会に諮問した事項を決定するに際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

(D) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終了後3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、(a)当社株主総会において本プランを廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は、(b)当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止又は変更されるものとします。

また、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同利益の確保・向上に必要である場合には、独立委員会の承認を得た上で、基本方針に反しない範囲で本プランを変更することがあります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実その他の事項について、適切な時期及び方法により公表します。

B. 株主の皆さま及び投資家の皆さまへの影響

(A) 本プランの導入時に株主の皆さま及び投資家の皆さまに与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主の皆さま及び投資家の皆さまの権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(B) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆さま及び投資家の皆さまに与える影響

当社株主総会又は取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てに係る決議を行った場合には、株主の皆さまに対し、その保有する当社普通株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償割当ての方法により割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆さまが保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主の皆さまの有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社株主総会又は取締役会が、本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は撤回を決定した場合には、株主の皆さまが保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆さまは、株価の変動により損害を被る可能性があります。



(C) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主の皆さま及び投資家の皆さまに与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主の皆さま及び投資家の皆さまの有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

もっとも、株主の皆さまが権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金額の払込その他本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆さまによる本新株予約権の行使により、法的権利等に希釈化が生じる場合があります。

また、大規模買付者に当たらない外国人等に該当する株主の皆さまに対し、本新株予約権と引換えに新たな新株予約権その他の財産の交付がなされた場合には、原則として、当該株主の皆さまの有する経済的価値の希釈化は生じませんが、かかる財産の交付がなされる限りにおいて、当該株主の皆さまの議決権比率には影響が生じる可能性があります。

なお、当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいて、当社が本新株予約権の無償取得を行うことがあります。この場合には、株主の皆さまが保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆さまは、株価の変動により損害を被る可能性があります。

#### ④ 上記②の取り組みについての当社取締役会の判断

上記②の取り組みは、当社の企業価値・株主共同利益を確保・向上させることを目的とするものです。かかる取り組みを通じて、当社の企業価値・株主共同利益を確保・向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値・株主共同利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為は困難になるものと考えられますので、上記②の取り組みは、上記①の基本方針に資するものと考えております。

したがって、上記②の取り組みは、上記①の基本方針に沿うものであり、当社の企業価値・株主共同利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

⑤ 上記③の取り組みについての当社取締役会の判断

上記③の取り組みは、大規模買付行為の提案を検討するために必要十分な情報と相当な時間を確保し、最終判断を行う当社株主の皆さまが、大規模買付行為の提案の内容を十分に理解し、適切な判断が行えるようにするためのものであり、当社の企業価値・株主共同利益を確保・向上させることを目的とするものです。上記③の取り組みは、そのような情報と時間の確保の要請に応じない大規模買付者、及び、当社の企業価値・株主共同利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為を行う大規模買付者に対して、必要かつ相当な対抗措置を発動することができるものとしています。したがって、上記③の取り組みは、このような大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、かかる取り組みは、上記①の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みです。また、上記③の取り組みにおいては、その導入に際して株主の皆さまの意思を確認する手続を採用し、合理的かつ客観的な対抗措置発動の要件の設定がされていること、当社取締役会の諮問機関として、当社の業務執行を行う取締役から独立した社外取締役及び社外監査役からなる独立委員会を設置し、対抗措置の発動の是非の判断に際しては、その勧告を得た上、これを最大限尊重すべきとされていること等により当社取締役会の恣意的な判断を排除する等、上記③の取り組みの合理性及び公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがって、上記③の取り組みは、上記①の基本方針に沿うものであり、当社の企業価値・株主共同利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(注) 本プランの有効期間は、平成30年6月21日開催予定の第34回定時株主総会の終結の時までとなっておりますが、当社は平成30年5月15日開催の取締役会において、本プランを継続しないことを決議しております。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等につきましては、以下の方針に基づき適切な配分を実施しております。

剰余金の配当につきましては、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略などを総合的に勘案して、内部留保の充実を図りつつ、継続的に安定的な配当を目指してまいります。

内部留保につきましては、競争力ある上質なコンテンツ獲得、放送設備の拡充、事業効率化のためのシステム投資などに活用してまいります。

また、自己株式の取得や消却など、自社株式の取扱いにつきましても、株主の皆さまに対する有効な利益還元のひとつと考えており、株価動向や財務状況などを考慮しながら適切に検討してまいります。

なお、当社は、平成18（2006）年6月27日開催の第22回定時株主総会におきまして、取締役会決議で剰余金の配当等を行う旨の定款変更をしております。これにより、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項につきましては、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることとしております。また、当社の配当の基準日につきましては、毎年9月30日及び3月31日としており、このほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができると定めております。

これらの方針に基づき、当事業年度につきましては、1株当たり80円の期末配当を平成30（2018）年5月15日開催の取締役会で決議いたしました。

# 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>58,137</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>29,231</b>
現金及び預金	13,371	買掛金	20,465
売掛金	5,787	未払金	1,189
有価証券	12,000	未払費用	4,240
商品及び製品	36	未払法人税等	2,126
商品及び製品	23,173	賞与引当金	123
仕掛品	12	その他	1,085
貯蔵品	31	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,857</b>
前払費用	667	退職給付に係る負債	1,788
繰延税金資産	1,376	その他	1,068
貸倒引当金	1,857	<b>負 債 合 計</b>	<b>32,088</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>28,945</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
有形固定資産	7,180	株 主 資 本	54,398
建物及び構築物	1,892	資 本 金	5,000
機械及び装置	2,706	資 本 剰 余 金	2,738
工具器具備品	644	利 益 剰 余 金	49,741
建設仮勘定	1,870	自 己 株 式	△3,081
その他	67	その他の包括利益累計額	596
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>9,927</b>	その他有価証券評価差額金	816
借地権	5,011	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△219
ソフトウェア	2,111	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>54,994</b>
その他	741	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>87,083</b>
投資その他の資産	11,837		
投資有価証券	2,540		
関係会社株式	7,844		
敷金保証金	900		
繰延税金資産	483		
その他	155		
貸倒引当金	△87		
<b>資 産 合 計</b>	<b>87,083</b>		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		81,574
売上原価		45,224
売上総利益		36,350
販売費及び一般管理費		26,474
営業利益		9,875
営業外収益		
受取利息	19	
為替差益	381	
持分法による投資利益	361	
その他	61	823
営業外費用		
その他	0	0
経常利益		10,698
特別利益		
固定資産売却益	2	2
特別損失		
固定資産除却損失	39	
減損損失	32	71
税金等調整前当期純利益		10,630
法人税、住民税及び事業税	3,520	
法人税等調整額	△250	3,270
当期純利益		7,360
親会社株主に帰属する当期純利益		7,360

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合 計
平成29年4月1日 期首残高	5,000	2,738	44,540	△3,081	49,197
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,159		△2,159
親会社株主に帰属する 当期純利益			7,360		7,360
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	5,201	△0	5,200
平成30年3月31日 期末残高	5,000	2,738	49,741	△3,081	54,398

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
平成29年4月1日 期首残高	611	△78	533	49,731
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△2,159
親会社株主に帰属する 当期純利益				7,360
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	204	△141	63	63
連結会計年度中の変動額合計	204	△141	63	5,263
平成30年3月31日 期末残高	816	△219	596	54,994

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>51,713</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>27,895</b>
現金及び預金	8,749	買掛金	19,277
売掛金	4,768	未払金	1,054
有価証券	12,000	未払費用	4,661
番組勘定	22,871	未払法人税等	1,924
貯蔵品	29	賞与引当金	6
前払費用	550	その他の	971
繰延税金資産	1,200	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,056</b>
その他の	1,719	退職給付引当金	1,741
貸倒引当金	△174	その他の	315
<b>固 定 資 産</b>	<b>27,039</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>29,952</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>6,757</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
建築物	1,710	<b>株 主 資 本</b>	<b>48,073</b>
構築物	4	資 本 金	5,000
機械及び装置	2,705	資 本 剰 余 金	2,738
工具器具備品	467	資 本 準 備 金	2,601
建設仮勘定	1,870	その他資本剰余金	136
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>7,078</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>43,417</b>
借地権	5,011	その他利益剰余金	43,417
ソフトウェア	2,054	別 途 積 立 金	33,900
その他の	12	繰 越 利 益 剰 余 金	9,517
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>13,203</b>	<b>自 己 株 式</b>	<b>△3,081</b>
投資有価証券	2,540	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>726</b>
関係会社株式	9,587	その他有価証券評価差額金	816
敷金保証金	565	<b>繰 延 ヘ ッ ジ 損 益</b>	<b>△90</b>
その他の	593	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>48,800</b>
貸倒引当金	△83	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>78,753</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>78,753</b>		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告



# 損益計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		72,202
売上原価		40,062
<b>売上総利益</b>		<b>32,140</b>
販売費及び一般管理費		22,551
<b>営業利益</b>		<b>9,588</b>
営業外収益		
受取利息	19	
受取配当金	188	
為替差益	381	
その他	28	618
営業外費用		
その他	0	0
<b>経常利益</b>		<b>10,205</b>
特別損失		
固定資産除却損	35	35
<b>税引前当期純利益</b>		<b>10,170</b>
法人税、住民税及び事業税	3,327	
法人税等調整額	△182	3,145
<b>当期純利益</b>		<b>7,025</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

	株 主 資 本								株主資本計 合
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
平成29年4月1日 期首残高	5,000	2,601	136	2,738	29,700	8,851	38,551	△3,081	43,208
事業年度中の変動額									
別途積立金の積立て					4,200	△4,200	-		-
剰余金の配当						△2,159	△2,159		△2,159
当期純利益						7,025	7,025		7,025
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	4,200	666	4,866	△0	4,865
平成30年3月31日 期末残高	5,000	2,601	136	2,738	33,900	9,517	43,417	△3,081	48,073

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 金 評 価 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成29年4月1日 期首残高	611	85	697	43,905
事業年度中の変動額				
別途積立金の積立て				-
剰余金の配当				△2,159
当期純利益				7,025
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	204	△175	28	28
事業年度中の変動額合計	204	△175	28	4,894
平成30年3月31日 期末残高	816	△90	726	48,800

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

株式会社WOWOW  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊 藤 栄 司 ㊞  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 清 本 雅 哉 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社WOWOWの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社WOWOW及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

株式会社WOWOW  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊 藤 栄 司 ㊞  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 清 本 雅 哉 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社WOWOWの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、平成27年12月22日付金融庁による会計監査人に対する業務改善命令に関し、会計監査人が金融庁に提出した業務改善計画の実施状況について説明を受けました。



以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月14日

株式会社 W O W O W 監査役会

監査役 山内 文博 ㊟  
(常勤)

監査役 草間 高志 ㊟

監査役 遠山 友寛 ㊟

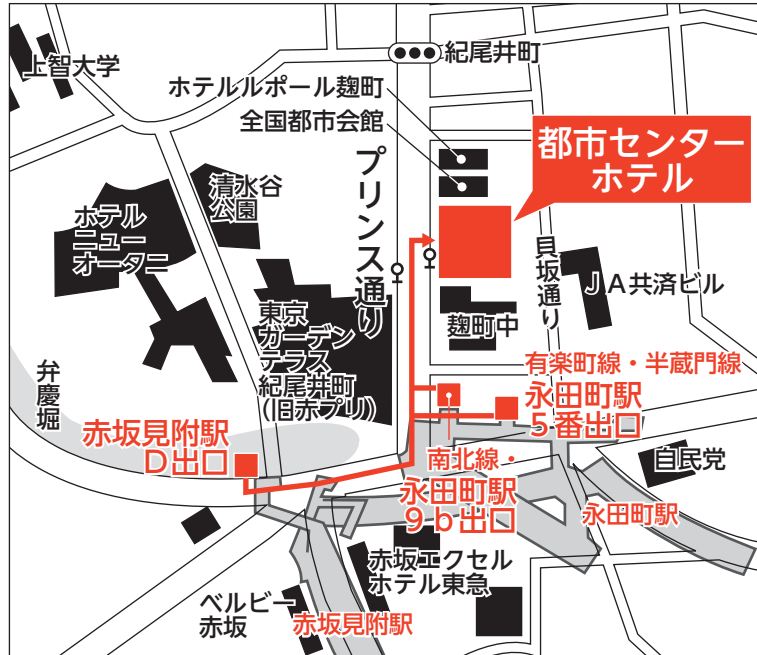
監査役 梅田 正行 ㊟

(注) 監査役草間高志、遠山友寛及び梅田正行は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 第34回定時株主総会会場へのご案内

会 場 東京都千代田区平河町二丁目4番1号  
都市センターホテル3階「コスモスホール」  
(代) 03-3265-8211



### 交通機関と所要時間

- ◆東京メトロ 永田町駅（有楽町線・半蔵門線）5番出口より徒歩約3分
- ◆東京メトロ 永田町駅（南北線）9b出口より徒歩約3分
- ◆東京メトロ 赤坂見附駅（丸ノ内線・銀座線）D出口より徒歩約8分
- ◆都バス 平河町2丁目「都市センター前」下車

UD  
FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。